

北九州市監査公表第19号

令和6年7月19日

北九州市監査委員	中	西	満	信
同	廣	瀬	隆	明
同	村	上	幸	一
同	奥	村	直	樹

監査委員の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

- 1 監査の種類
定期監査
- 2 措置を講じた局
港湾空港局
- 3 監査の期間
令和5年7月7日から令和6年1月30日まで
- 4 監査公表の時期
令和6年2月21日（令和6年監査公表第6号）

5 監査の結果に基づく措置の状況

(1) 港湾空港局

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>ア 契約事務</p> <p>(ア) <u>契約事務について</u></p> <p>(港営課)</p> <p>令和4年度に港営課が委託した小倉ROROターミナル管理事務所（以下「管理事務所」という。）に係る清掃業務について、管理事務所の利用者で構成する小倉ROROターミナル管理事務所運営委員会に交付した管理運営に関する経費負担金の積算に含まれる清掃業務と、清掃箇所・業務内容の一部が重複していた。</p> <p>市契約規則では、予定価格は仕様書、設計書、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、契約数量の多寡及び履行期限の長短等によって定めることを規定している。</p> <p>また、技術監理局が定めた市委託業務要綱では、委託にあたっては、委託業務の内容及び範囲を明らかにするとともに、その仕様を定めなければならないこと、予定価格の設定に当たっては、経済的な数量、時間、経費等の把握に努め、客観的かつ適正に積算を行うことを規定している。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p>	<p>今回の指摘を受け、指定管理者（管理事務所は令和5年度より指定管理制度を導入）及び小倉ROROターミナル管理事務所運営委員会（以下「運営委員会」という。）とで清掃範囲を図面上で整理し、今後の改善策を検討した。</p> <p>その結果、令和6年度からは仕様書を見直し、指定管理者と運営委員会がそれぞれで行っていた委託契約を一本化した。</p> <p>また、港営課では、他にも施設管理に係る委託契約を複数担当しているため、令和6年2月21日の事務改善会議で注意喚起を行い、令和6年度の契約について、全ての契約事務が関係規程に沿っているかを再確認するなど、事務ミスの発生防止に努めている。</p> <p>《局全体の対応について》</p> <p>令和6年2月21日に実施した港湾空港局幹部会において、今回の指摘事項について説明し、各課においても適正に事務処理を行うよう周知した。</p>